

道産水産物流通・輸出に係る連絡協議会設置要領

令和5年（2023年）8月29日制定

1 目的

ALPS 処理水の海洋放出に伴い、道産水産物の流通や輸出への影響が懸念されることから、関係者（構成員）間での情報の共有を図り、道産水産物の安定的な流通・輸出に向けた取組を検討するため、「道産水産物流通・輸出に係る連絡協議会（以下「協議会」という。）」を設置する。

2 構成員

協議会の構成員は次のとおりとする。

区分	所属	職名
議長	北海道水産林務部	水産局長
構成員	北海道漁業協同組合連合会	販売企画部参事、 販売第一部部長ほか
	一般社団法人 北海道水産物荷主協会	専務理事
	北海道水産物加工協同組合連合会	専務理事
	カネシメ高橋水産株式会社	執行役員
	丸水札幌中央水産株式会社	執行役員企画戦略室部長
	北海道農政事務所生産経営産業部事業支援課	事業支援課長
	北海道経済産業局地域経済部食・観光産業課	食・観光産業課長
	札幌市経済観光局中央卸売市場	経営支援課長
	北海道経済部地域経済局中小企業課	中小企業課長
	北海道水産林務部総務課	企画調整担当課長
	北海道水産林務部水産局水産経営課（事務局）	水産食品担当課長

3 協議会の招集

- (1) 協議会は、議長が招集する。
- (2) 議長は、必要に応じて追加で関係者を招集できるものとする。

4 協議事項

- (1) 生産・価格動向の把握、影響等の調査
- (2) 流通・輸出振興に向けた対策の検討
- (3) その他必要な事項

5 事務

協議会の事務は、北海道水産林務部水産局水産経営課が所掌する。

6 その他

- (1) 協議会は原則、会場開催とするが、適宜 WEB や書面により開催できるものとする。
- (2) この要領に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。